

香川県介護支援専門員等の安全確保に係る費用補助金に関するQ & A

	問い合わせ	回答
交付対象について		
1	<p>同一法人で居宅介護支援事業所と訪問介護事業所を運営しています。</p> <p>当法人の居宅介護支援事業所を利用するAさんについて、Aさんを担当する介護支援専門員と当法人の訪問介護事業所でAさんを担当する訪問介護員と一緒にAさん宅を訪問する場合、補助金の交付対象になりますか。</p>	<p>香川県介護支援専門員等の安全確保に係る費用補助金交付要領第2条第6号により、補助対象となる「同行者」とは、訪問者とともに利用者宅を訪問する者であって、利用者等の暴力行為等に対応することにより訪問者の安全を確保することを主たる目的として同行する者とされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Aさんを担当する訪問介護員が、訪問介護のサービス提供のために同行する場合は、同行者とみなされず、補助対象となりません。 ● Aさんを担当する訪問介護員が、介護支援専門員の安全確保のために同行し、サービス提供を行わない場合は、補助対象となります。
2	<p>居宅介護支援事業所において、利用者Aさんに対して複数訪問により介護支援専門員の安全確保を図りたいと考えていますが、スタッフが不足しており、同行訪問するための人員を毎月確保することが難しいです。</p> <p>介護支援専門員は令和8年11月から令和9年2月まで毎月1回Aさん宅を訪問します。</p> <p>(1) 11月と2月だけは同行スタッフを確保できそうです。10月と1月は介護支援専門員が1人で訪問します。この場合でも、補助金の交付対象になりますか。</p> <p>(2) 11月・12月・1月の3回は地域包括支援センターの職員と一緒に訪問する予定です。2月は介護支援専門員が1人で訪問します。この場合でも、補助金の交付対象になりますか。</p>	<p>(1) 11月と2月の訪問については交付対象となります。 10月と1月の訪問については交付対象となりません。</p> <p>(2) 同行する人が地域包括支援センターの職員である場合は、交付対象となりません。</p> <p>地域包括支援センターは市町が設置している(民間事業者に委託している場合も含む)ものであることから、地域包括支援センターの職員は、地方公共団体の職員とみなされます。</p> <p>香川県介護支援専門員等の安全確保に係る費用補助金交付要領第4条第3号により「同行者が国又は地方公共団体の職員ではないこと」が補助対象事業の要件になっているため、この場合は、すべての月において、交付対象外となります。</p>

3	訪問介護サービスを提供している事業所です。 利用者Aさんについては暴言・介護忌避等があり、安全確保のため訪問介護員2名で訪問していますが、ご本人・ご家族の同意が得られず、2人の訪問介護員等による介護報酬請求はできていません。この場合、補助金の交付対象となりますか。	交付対象となります。 香川県介護支援専門員等の安全確保に係る費用補助金交付要領第2条第6号により、介護報酬を算定していない場合は、補助金の交付対象となります。
4	訪問介護サービスを提供している事業所です。 補助上限について、複数訪問を行う利用者さん1名につき4回/月となりますか。または、1事業所につき4回/月となりますか。	利用者さん1名につき4回/月となります。
5	補助金の交付申請時には、該当する利用者さんがいませんでしたが、〇月からの新規利用者に複数名訪問を行う必要がある方がいます。 申請期間を過ぎていますが、追加で補助金を申請することは可能ですか。	香川県健康福祉部長寿社会対策課まで個別にお問い合わせください。予算の執行状況（予算上限に達していない場合）等に応じ、追加で交付申請を受け付ける場合があります。なお、サービス種別ごとにお問い合わせ先が異なりますので、御注意ください。 ●居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント →介護人材グループ（087-832-3275） ●訪問介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 →在宅サービスグループ（087-832-3269）
6	「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」、「小規模多機能型居宅介護」について、それぞれ介護予防サービス利用者（要支援）の方への対応も補助金の交付対象となりますか。	交付対象となります。
7	「訪問介護」について、介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスの利用者への対応も補助金の交付対象となりますか。	介護予防指定相当訪問型サービスの利用者への対応は対象となりますが、訪問型サービスA～Dは対象外となります。
8	居宅介護支援事業所を運営しているA法人です。このたび、Bさんと新たに契約を結ぶことになり、初期面接相談（インテーク）のためにBさんの自宅に行くことになりました。	補助金の交付対象となる場合がありますので、香川県長寿社会対策課まで個別にお問い合わせください。

	<p>Bさんは以前契約を締結していたC法人の介護支援専門員に対して物を投げつける等の行為が複数回確認されており、地域包括支援センターの職員からも「Bさんにはそのような行為を改善する傾向はみられないため気を付けるように」と言われました。</p> <p>このような場合、契約前の自宅訪問であっても、複数名で訪問する場合は、補助金の交付対象となりますか。</p>	
市町長同意書について		
1	市町長同意書を書いてもらうためには、市役所・町役場のどこに問い合わせをすればいいですか。	市町の窓口は、香川県ホームページ（ページID：63212）に掲載している一覧表のとおりですので、御確認ください。
2	香川県A市で居宅介護支援事業所を運営している法人です。当法人の居宅介護支援事業所を利用するBさんは香川県C町に在住している方です。この場合、市町長同意書はA市とC町どちらに書いてもらえばいいですか。	<p>C町長の市町長同意書（様式第1－3号）が必要です。</p> <p>香川県介護支援専門員等の安全確保に係る費用補助金交付要領第4条第1号に「利用者等による暴力行為等から訪問者及び同行者の安全を確保するため、複数訪問が必要であると、利用者の保険者である市町長が認めていること」と規定しているためです。</p>
交付申請書の提出方法について		
1	<p>同一法人で居宅介護支援事業所と訪問介護事業所を運営しています。</p> <p>当法人の居宅介護支援事業所を利用するAさんについて、Aさんを担当する介護支援専門員と当法人の訪問介護事業所でAさんを担当する訪問介護員が別の日にAさん宅を訪問しており、どちらにも、当法人の事務職員が、安全確保を目的として同行します。この場合、交付申請書は2種類提出するということですか。</p>	はい、そのとおりです。居宅介護支援事業所等の事業者用の申請書と訪問系介護等事業所の事業者用の2種類を提出してください。なお、申請者が訪問介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、又は看護小規模多機能型居宅介護を運営する法人である場合は、県税の納税証明書等、コピーの提出でも可としている書類もありますので、詳細は、交付申請チェックリストを御確認ください。
2	香川県電子申請システムで交付申請書を提出するとき、エクセルで作った書類をPDFに変換して提出してもいいですか。	<p>いいえ、県がエクセルで用意している様式はすべてPDFに変換せず、エクセルのまま提出してください。</p> <p>県が書類の審査と集計を行うために、エクセルのデータが必要</p>

		<p>であるためです。</p> <p>ただし、申請者が訪問介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、又は看護小規模多機能型居宅介護のサービスに係る複数訪問を行う場合であって、当該利用者を担当する介護支援専門員の所属事業所が本補助金の交付申請をした（・する予定）の場合、市町長同意書（様式第1－3号）のエクセルは、空欄のままとしていただき、介護支援専門員の所属事業所が市町長から交付を受けた市町長同意書の写し（PDF）を提出することも可能です。</p>
3	香川県電子申請届出システムで交付申請書を提出するとき、交付申請書のデータ（エクセル）をアップロードすることができません。	<p>交付申請書のデータ（エクセル）の拡張子が「.xls」になっている可能性があります。データ（エクセル）の拡張子を「.xlsx」に変更のうえ、提出してください。</p>
変更交付申請について		
1	<p>居宅介護支援事業所において、利用者Aさんの息子さん（暴力行為等を行う危険性があるため、訪問者Bさん（介護支援専門員）と同行者Cさん（事務員）の複数訪問に係る交付決定を受けています。</p> <p>交付決定後に事情が変わり、Aさんを担当する介護支援専門員をBさんからDさんに交代することになりました。</p> <p>BさんもDさんも同じ居宅介護支援事業所の職員です。</p> <p>この場合、変更承認申請書の提出は必要ですか。</p>	<p>この場合、変更承認申請書（様式第3号）の提出は不要です。</p> <p>同じ居宅介護支援事業所のなかで利用者さんの担当ケアマネジャーを交代する場合は、香川県介護人材確保事業補助金交付要綱第6条第3号の規定における「補助金の交付の目的の達成及び事業の効率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更」であると考えられるため、変更承認申請書（様式第3号）の提出を不要とするものです。</p>
2	<p>居宅介護支援事業所において、利用者の息子さん（キーパーソン）が暴力行為等を行う危険性があるとして、交付決定を受けています。</p> <p>（1）利用者さんとのケアマネジメント契約を解除することに</p>	<p>（1）～（3）のすべての場合において、変更承認申請書（様式第3号）の提出が必要です。</p>

	<p>なりました。</p> <p>(2) 利用者さんが亡くなりました。</p> <p>(3) キーパーソンが変わったため、利用者の息子さんと対面することがなくなり、複数訪問の必要がなくなりました。</p> <p>このような場合に、変更承認申請書（様式第3号）の提出は必要ですか。</p>	
3	<p>訪問看護ステーションにおいて、利用者宅に訪問する看護師等をAさん、同行する者をCさん(事務員)として交付決定を受けています。</p> <p>(1) 人事異動により、当該利用者を担当する看護師等がAさんからBさんに交代することになりました。</p> <p>BさんもAさんと同じ看護師等ですが、変更承認申請書（様式第3号）の提出は必要ですか。</p> <p>(2) 人事異動により、同行者をCさんからDさんに変更することになりました。DさんもCさんと同じ事務員ですが、変更承認申請書（様式第3号）の提出は必要ですか。</p> <p>(3) 訪問日当日に、急きょ同行者のCさんの体調が悪くなり、Cさんとは職種の違う別の職員が同行しました。この場合、変更承認申請書の提出が必要だと思いますが、事前に提出する時間がなかったので、事後に提出してもいいですか。</p>	<p>(1) この場合、変更承認申請書（様式第3号）の提出は不要です。訪問者と同行者の両方の方の職種が変わらない場合は、香川県介護人材確保事業補助金交付要綱第6条第3号の規定における「補助金の交付の目的の達成及び事業の効率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更」であると考えられるため、変更承認申請書（様式第3号）の提出を不要とするものです。</p> <p>(2) この場合、変更承認申請書（様式第3号）の提出は不要です。理由は（1）のとおりです。</p> <p>(3) やむを得ない事情がある場合、事後の変更承認申請を受け付ける場合がありますので、速やかに、香川県長寿社会対策課まで個別にお問い合わせください。</p>
4	<p>訪問介護事業所において、訪問介護員をAさん、同行する者をCさんとして交付決定通知を受けています。</p> <p>(1) Cさんは事務員です。Cさんの都合がつかなくなったので、同行者をDさんに変更したいと思います。Dさんは訪問介護員です。この場合、変更承認申請書の提出は必要で</p>	<p>(1) 訪問者か同行者のいずれかの方の職種が変わる場合は、変更承認申請書（様式第3号）の提出が必要です。なお、AさんとDさんの2人の訪問介護員による訪問介護に係る</p>

	<p>すか。</p> <p>(2) Cさんは訪問介護員です。交付決定を受けた後に事情が変わり、利用者さんの同意を得られたため、来月からは2人の訪問介護員による介護報酬を算定する予定です。この場合、変更承認申請書の提出は必要ですか。</p>	<p>介護報酬を算定する場合は、香川県介護支援専門員等の安全確保に係る費用補助金交付要領第2条第6号ロ i)の規定により、本補助金の交付対象外となりますので御注意ください。</p> <p>(2) この場合、変更承認申請書(様式第3号)の提出が必要です。2人の訪問介護員による介護報酬を算定する訪問日に係る補助金額を減額して申請してください。</p>
5	<p>補助金の交付申請時には、該当する利用者さん1名で申請していましたが、○月からの新規利用者に複数名訪問を行う必要がある方がいます。</p> <p>変更承認申請書(様式第3号)を提出すれば、増額は可能ですか。</p>	<p>香川県健康福祉部長寿社会対策課まで個別にお問い合わせください。予算の執行状況(予算上限に達していない場合)等に応じ、追加で交付申請を受け付ける場合があります。なお、サービス種別ごとにお問い合わせ先が異なりますので、御注意ください。</p> <p>●居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント →介護人材グループ(087-832-3275)</p> <p>●訪問介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 →在宅サービスグループ(087-832-3269)</p>
実績報告について		
1	<p>香川県介護支援専門員等の安全確保に係る費用補助金交付要領第12条第2号に「同行者が複数訪問を行ったことが分かる書類(これと同等であると知事が認めるものを含む)」とありますが、これは具体的にどのような書類ですか。</p>	<p>詳細は、令和9年1月を目途に追ってお知らせする予定です。なお、現段階で想定している書類の例は以下のとおりです。</p> <p>●居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント 当該利用者に係る居宅サービス計画書(ケアプラン)の第5表(居宅介護支援経過)のうち、第9条の交付決定を受けた訪問月に行った複数訪問の内容が明記されているもの(介護予防</p>

		<p>支援経過記録や介護予防ケアマネジメント経過記録等を含む。)</p> <p>●訪問介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>①サービス提供票の写しなど、複数名で訪問した日付・同行者名などが確認できる書類の写し</p> <p>②当該利用者に係る第9条の交付決定を受けた訪問月の介護給付費明細書</p>
--	--	--